## 2020年度「債権法講演会」の報告

一「自主交渉援助型調停」模擬実践を通じた学生教育―

足立清人深林恭広

### 2020年度「債権法講演会」の報告 ----「自主交渉援助型調停」模擬実践を通じた学生教育----

#### 足立清人

深林恭広

Kiyoto Adachi

Yasuhiro FUKABAYASHI

#### 目次

- 1. はじめに
- 2.2020年度「債権法講演会」 開催の経緯
- ゼミ生取組みの紹介 模擬 ADR 事案と模擬 ADR のシ ナリオの紹介
- 4. 自主交渉援助型調停とは
- 5. 2020年度のゼミ生取組みに ついて-ゼミ生の模擬 ADR 事案・シナリオの検討とゼ ミ生指導について
- 6. まとめと今後の展望

#### [Abstract]

Report of 2020 "Claims Law Lecture": Student Education through "The Facilitative Mediation" Simulated Practice

This article is a record of the 2020 'Claims Law Lecture' that the second-year seminar students worked on amid the social turmoil caused by the COVID-19 pandemic as well as a lecture by external lecturer Yasuhiro Fukabayashi and Adachi. It considers the contents of the seminar and lecture. In this lecture, the second-year seminar students created a case and scenario of 'facilitative mediation' by restoring to the original state at the end of the lease contract as material. In the lecture, the students made a presentation, and Professor Fukabayashi responded to the student's efforts. In his capacity as the certified administrative procedures legal specialist, he commented on and explained facilitative mediation. The purpose of organising a lecture by an outside lecturer is for the seminar students to gain practical knowledge of law and to acquire the basic skills of working adults by interacting with the outside lecturer. In this article, Adachi explains the materials created by the seminar students from the perspective of civil law and considers the results of student education and guidance.

#### 1. はじめに

本稿は、2020年度後期に、新型コロナウイルス感染症による混乱のなかで開催した「債権法講演会」(「民法IV [債権総論]」(経済法学科2年後期、担当:足立清人)で開催。外部講師は、深林恭広行政書士に依頼した)の内容を報告するものである。コロナ禍での教育実践の取組みを記録する目的ももつ。

「外部講師による講演会」企画とは,足立が担当する講義に,外部講師をお招きして,外部講師,足立の担当するゼミナールの学生

(以下, ゼミ生とする)と足立が協力して, 数ヶ月間かけて,講演会の内容を考え,講演会を開催するものである<sup>1)</sup>。外部講師には, 講演会準備段階から,ゼミ生との打ち合わせを行うこと(指導・教育など)もお願いしている(講演会開催の1コマ分の臨時講師費用は大学から支給されるものの,事前段階からの関わりについては,外部講師のボランティアに依存してしまっている。本企画は,外部講師のご厚意がなければ,存立できない企画である。これまで関わっていただいた外部講師の皆さんに,この場を借りて,感謝を表し

キーワード:自主交渉援助型調停, ADR, 賃貸借契約, 原状回復, アクティブ・ラーニング

Key words: the facilitative Mediation, ADR, lease contract, restoration, active-learning

たい)。

「外部講師による講演会」企画の目的は,次の2つである。①まず,受講者に,講義で学ぶ法律知識が社会や実務でどのように用いられているかを伝えること,そして,②ゼミ生,外部講師と足立が協力して講演会の内容を創り上げることで,ゼミ生の専門的な学習と社会人基礎力<sup>2)</sup>を育むこと,である(後者に重点が置かれている)。講演会では,ゼミ生が司会を務め,講演会の一部に必ずゼミ生の取組みを入れて発表させる。ゼミ生取組みの内容についても,企画の過程で,外部講師と足立から繰り返しチェックを受ける。

足立が所属する経済法学科では,「民法IV [債権総論]」は2年後期に配置されている。 2020年度の2年ゼミ生(「演習I」(2年ゼミ):高橋惠悟君,山岸留惟君,丹波郁哉君, 中川正貴君,三浦正也君,弓山陽菜さん)が 企画に取り組んだ。

2020年度の「債権法講演会」には、深林恭 広行政書士(行政書士会北海道 ADR センター副センター長)をお招きした<sup>3)</sup>。深林行政 書士には、2019年度に足立が担当した「演習 I (2年ゼミ)」と「法学」(後期、全学部・全学年)で、行政書士の業務と、行政書士会北海道 ADR センターが行う自主交渉型調停について、ご講演をしていただいた。深林行政書士のご講演は、その説明の分かりやすさと深林行政書士の人柄から、学生の評判が高く、さらに、行政書士会北海道 ADR センターが行う自主交渉型調停が、受講生とゼミ生の専門的な学習や社会人基礎力の育成に資すると考えたからである。

本稿では、2.で,2020年度「債権法講演会」の経緯を報告し、3.でゼミ生取組みー模擬 ADR の事案と ADR のシナリオを紹介する。ゼミ生取組みの紹介については、もちろん、2年ゼミ生の許可を得ている。4.で、深林行政書士に自主交渉援助型調停について解説していただく。5.で,2020年度「債権

法講演会」のゼミ生取組みについてコメントを加える。深林行政書士には、自主交渉援助型調停の観点からコメントをいただいた。最後に,2020年度「債権法講演会」の振り返りと今後の展望を記載する。

#### 2. 2020年度「債権法講演会」開催の経緯

(1)2019年度の講演会(ゼミ,法学講演会) の紹介

先述のように,2019年度2年ゼミと「法学」 で、深林行政書士にご講演をしていただいた。 2年ゼミでは、2019年度前期(2019年7月16 日(火)5講)に、自主交渉援助型調停の意 義と方法について説明していただき、行政書 士会北海道 ADR センター作成の模擬 ADR のシナリオを使って,2年ゼミ生に自主交渉 援助型調停を体験してもらった。それを踏ま えて,2019年度後期(2019年12月17日(火) 3講)に、足立が担当する「法学」の講義(全 学部,全学年対象)で,2年ゼミ生に「法学 講演会」を企画してもらった。2年ゼミ生に は、普段の生活で争いが生じそうな問題につ いて、自主交渉援助型調停の事案を作成する ことを指示した。ゼミ生から提案された事案 について,深林行政書士,ゼミ生と足立とで 検討を重ねて, 最終的に, 集合住宅の隣人ト ラブルでの治療費請求についての事案が完成 した。講演会本番では、まず、2年ゼミ生が 模擬 ADR を行って、受講生に ADR の進め 方の模範を見せて、その後、2年ゼミ生が作 成した事案について受講者に模擬 ADR を実 体験してもらった。最後に、深林行政書士に、 ゼミ生取組みについての講評と、自主交渉援 助型調停についてのより詳しい解説をしてい ただいた。2019年度2年ゼミ生の適切な講演 会運営と、深林行政書士の分かりやすいご講 演のおかげで,成功裡に講演会を終えること ができた。当日は,68名の受講者が講義に参 加してくれ、申立人・相手方・調停人の3人 一組で模擬 ADR を体験してもらった。講義 後のアンケートによれば,68名中,47名の受 講生が、模擬 ADR 体験に好評価を与えてく れた。

(2) 2020年度「債権法講演会」企画の経過 2020年度2年ゼミでは、後期に、2年ゼミ で「債権法講演会」企画に取り組むことを予 定していた(2020年度2年ゼミ・シラバスに 記載済み)。経済法学科2年生は,前期に「民 法Ⅲ「債権各論〕」を履修する。北海道行政 書士会 ADR センターでは、賃貸借契約、特 に原状回復の範囲について、紛争解決を受託 している、と伺っていた。そこで,2020年度 の「債権法講演会」でも,賃貸借契約を素材に、 自主交渉援助型調停の体験も含めて, 行政書 士会北海道 ADR センターの深林行政書士に, ご講演を依頼することにした。その理由は、 2つある。①2019年度,深林行政書士に、「法 学講演会 | での講演を依頼して,2019年度2 年ゼミ生が、深林行政書士との交流から、学 間的にも人間的にも成長したこと,②さら に,2020年度2年生は,前期に,「民法Ⅲ〔債 権各論〕」を履修しており4), 既に賃貸借契 約を学んでいることから、賃貸借契約を素材 にした紛争解決(自主交渉援助型調停)に携 わることで, 賃貸借契約の法的構造や法的知 識をより深く学べる、と考えたからである。 (「民法IV 〔債権総論〕」の内容からは離れて しまうが、受講者に多様な学びの機会を与え ることと, ゼミ生の学問的・人間的成長を考 えると,この程度の逸脱は許される範囲であ る、と考える。また、賃貸借契約に関わる法 律問題は, 若年者が巻き込まれる消費者被害 の1つでもある。したがって、当該問題につ いて, 自主交渉援助型調停を含めた情報提供 を行っていくことには意義がある,と考える。) 2020年度「債権法講演会」企画は8月下旬 にスタートした。2年ゼミ生に企画チームの

結成を指示して, 高橋恵悟君がリーダー, 山

岸留惟君がサブリーダーを務めることになった。ゼミ生取組みとして,賃貸借契約の原状回復に焦点を当てた,自主交渉援助型調停の事案作りと,模擬調停のための素材(申立人と相手方の事情など)とシナリオ作りを指示した。さらに,ゼミ生の勉強のために,(自主交渉援助型調停では,法的解決案は必ずしも必要でないが,)ゼミ生事案の法的解決も考えるように指示した。

2020年8月下旬に、深林行政書士の紹介と 顔合わせのために、高橋君、山岸君とともに 深林行政書士の事務所を訪問して、講演の依 頼と今後のスケジュールの確認をした50。講 演会の開催日時は、深林行政書士の予定と、 ゼミ生の今後の準備期間を考えて,12月7日 (月) 3限に決定した。その後、ゼミ生たち は、ゼミ時間、ゼミ以外の時間も利用して. 登校が可能な時期は対面で, 登校が制限され た時期は zoom で打ち合わせを重ねた。例年 のごとく、事案作りとチームワークの形成に は苦労した。登校が不可能な時期が長期間続 いたために、zoomでの打ち合わせという制 約された状況もあって, ゼミ生たちは例年以 上に苦労したようである。深林行政書士との 打ち合わせも, 学生の学外での活動が制約さ れたために、zoomでの開催となった。深林 行政書士には、お忙しいなか、6回も打ち合 わせにお付き合いいただき, ゼミ生を指導し ていただいた。深林行政書士との打ち合わせ を重ねるごとに、ゼミ生たちに講演会企画に 対しての責任感が芽生えて、 それとともに事 案・シナリオともに洗練されていった。足立 にやらされている企画から、ゼミ生自分たち の企画へとゼミ生の意識が変わることで、ゼ ミ生たちは学問的にも人間的にも格段に成長 を遂げた。

講演会本番が迫った11月下旬頃,北海道の 感染状況が小康状態にあったことから,学生 が望むのであれば,感染対策を徹底して,対 面での講義(講演会の開催)も可能となっ

か、対面と zoom を利用してのハイブリッド 型で講演会を開催するか、または、zoomの みのオンラインで講演会を開催するか、議論 を重ねた。どういった形式で講演会を開催す るかによって、ゼミ生たちの準備も変わって くるからである。特にゼミ生取組みについ て,対面での実施の場合,ゼミ生が受講者の 前で模擬 ADR を実演するか、受講者に模擬 ADR を体験してもらうか、zoom での実施 の場合、zoom のグルーピング(ブレイクア ウト・ルーム)の機能を利用して,受講者に 模擬 ADR を体験してもらうことが可能か、 受講者に自主交渉援助型調停を理解してもら うために、ゼミ生が模擬 ADR を zoom で実 演するか、または、模擬 ADR の実演動画を 作成して放映するか、など、考えうる選択肢 を検討した。最終的に、講演会の開催の仕方 については、受講者にアンケートを取って、 zoom で講演会を開催することになった。ゼ ミ生取組みの発表の仕方については、ゼミ生 たちの協議の結果、模擬 ADR の実演動画で はなく, パワーポイントでの動画にゼミ生が 音声を入れることで動画を作成することに決 定して,動画の作成と音入れに取りかかった。 こうして,12月7日(月)3限の講演会本 番を迎えた。当日は、深林行政書士に大学に 来ていただき, 教室からリアルタイムで, zoomで講義を配信した。また、パワーポイ ントや動画操作のサポートをするために, リ ーダーの高橋君, サブリーダーの山岸君, 当 日,司会を務めた三浦君も登校して,講演会

の運営に当たってくれた(ゼミ生の登校は、

ゼミ生たちの自主性によるものだった(責任

感の表れ))。講演会の構成は、まず、深林行

政書士から、自主交渉援助型調停について説

明していただき、その後、ゼミ生取組みとし

て、①ゼミ生事案を理解するための基礎知識

の解説(賃貸借契約など),②模擬 ADR 動

画の理解を深めるためのゼミ生事案の解説,

た。ゼミ生は、対面での講演会を開催する

③模擬 ADR 動画の放映, ④最後に, 深林行政書士に, ゼミ生事案についての解説と自主交渉援助型調停について詳しい講演をしていただいた。動画が途中で止まってしまう, というアクシデントはあったものの, アンケート結果によれば,59名の受講者中,37名の受講者が, 本講演会の内容を理解することができた, ということで, 受講者の感想も上々だった。準備段階から講演会当日まで, ほぼzoomを利用しての企画となったが, 成功裡に終えることができた, と評価することができる。ゼミ生たちも, 企画を終えたことで,達成感を感じ, 成長することができた。

# 3. ゼミ生取組みの紹介-模擬 ADR 事案と模擬 ADR のシナリオの紹介

ここでは、2020年度2年ゼミ生が作成した 模擬ADR事案と模擬ADRのシナリオを紹 介する。もちろん、事案とシナリオの掲載に 当たって、2020年度2年ゼミ生の承諾を取っ てある。

(1)模擬 ADR 事案 - 共通事実および X・Y の主張と事情

#### 【共通事実】

2005年,Y(賃貸業者)はX(賃借人)と,築15年のファミリー向けの賃貸借契約(家賃:20万円,敷金:40万円,木造住宅,契約期間2年)を締結した<sup>6)</sup>。2年後,賃貸借期間が到来したが,X・Y間で黙示の更新がなされ,その後も更新が重ねられ,15年間,Yは家賃の滞納をすることもなく賃借を続けた。Xは,新型コロナウイルス感染症による混乱の影響で,2020年2月暮れに失職し,3月に契約解除の申し入れを行い,それから3カ後の6月,息子の大学進学などとも合わせて,借家から退去した。Yが,借家の点検を行ったところ,洗面所のカビを中心に,家全体についてハウスクリーニングが必要なほど

の汚れ, 畳の劣化, 生え散らかった庭の雑草, 1階の寝室のフローリングの陥没, 寝室の壁への落書きが見つかった。

1階の寝室のフローリングの陥没は、2017 年頃、Xの妻が寝室で寛いでいたときに、いきなりベッドの下の床が陥没したものである。このベッドはYが設置したものであり、Xはベッドの下の陥没を直そうとはせず、そのまま陥没は放置され続けた。これについて、Xは数回、Yに修理を依頼したが、Yはあいまいな返事しかせず、穴は放置されたままだった。

寝室の壁への落書きは、Xの息子が幼いころにクレヨンで書いたものである。この落書きは、もはやクリーニングでは取れない状態になっていたので、壁紙はYが業者に頼んで張り替えてもらうことにした。

洗面所のカビは、入居前から洗濯機の壁の 裏に発生しており、それが悪化したものであ る。具体的には、入居時に壁にしかなかった カビが、ハウスクリーニングの見積もりを確 認した時点で、床の一部にも広がっていた。 これは、Xが洗面所の清掃を怠ったことによ る。しかも、Xは入居時に、Yに対して、壁 のカビは、自身で処理する旨伝えていた(早 く部屋を借りたかったことを理由とする)が、 そのカビが除去されることはなかった。

その他,畳の劣化と洗面所以外のハウスクリーニング費用に関しても,特約(※1別紙 1 契約書を参照)でYが支払うことになっていたため,YはXにその分の原状回復費を請求した。

契約終了後、YからXに対して原状回復費として、49万3千200円のうち、敷金40万円の差し引かれた9万3千200円が以下のような内訳で請求された。Xはこの請求に対して、洗面所にできているカビは契約した時点で既にあったこと、畳、壁の請求額が高すぎることを理由に、Yを相手どって調停を申し立てた。

#### 【請求された原状回復費用】

総額49万3千200円

- ・ハウスクリーニング:10万円(そのうち洗 面所は約2万1千円)
- ・畳の新調(10畳): 27万円(2万7千円× 10畳)
- ・庭の雑草処理; 3千200円(400円×8坪)
- ・寝室の壁紙の張替え: 3万5千円(直径10 ~15cm)
- ・寝室の床材(フローリング)の張替え:8万5千円
- (※2別紙2 チェックリストを参照。)

別紙1

| MARE 1   | 別表第1 (第8 条第3 項關係)   |             |  |  |  |  |  |
|--|---|-------------|--|--|--|--|--|
| 契約書(本事業にかかわる部分を抜粋)   | <ul><li>一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。</li></ul> |             |  |  |  |  |  |
|  | 二 大型の金摩その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は値え付けること。                       |             |  |  |  |  |  |
| (教金)   | 三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。                                 |             |  |  |  |  |  |
| <b>客6 条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、顕書(3)に記載する账金を甲に預け入</b>   | 国 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。                          |             |  |  |  |  |  |
| れるものとする。   | 五 猛骸、舂蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。                          |             |  |  |  |  |  |
| <b>! 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をする</b>  | 六 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の能点に供すること。                         |             |  |  |  |  |  |
| ことができな   | 七 本物件又は本物件の周辺において、著しく租野若しくは乱暴な含動を行い、又に                    |             |  |  |  |  |  |
| N. Control of the Con | を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。                           |             |  |  |  |  |  |
| <ul><li>甲は、本物件の明複しがあったときは、道籍なく、敷金の金額を無利息で乙に返還しなけ</li></ul>   | 八 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復職練して反社会的勢力を出入り;                     |             |  |  |  |  |  |
| hばならない。ただし、甲は、本物件の明微し時に、資料の御納、第 14 条に規定する原状  | Ł.  | ٤.          |  |  |  |  |  |
| 回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合に   |   |             |  |  |  |  |  |
| は、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。   | 別表第4(第9条第3項関係)  |             |  |  |  |  |  |
| 前項ただし苔の場合には、甲は、散金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければ   | <b>昼表の取替え、裏返し</b>   | ヒューズの取替え    |  |  |  |  |  |
| tentes.  | 除子紙の要替え   | 絵水他の取替え     |  |  |  |  |  |
| (禁止又は制限される行為)  | <b>シナま紙の張替え</b>   | 掛水栓の取替え     |  |  |  |  |  |
| 第8条 乙は、甲の杏面による承諾を得ることなく、本物件の全郎又は一部につき、賃債権  | 銀線、優光灯、LED 照明の取替え   | その独香用が軽微な修繕 |  |  |  |  |  |
| を顕微し、又は転貸してはならない。  |   |             |  |  |  |  |  |
| 2 乙は、甲の杏面による承諾を得ることなく、本物件の暗傷、改儀、移転、改造若しくは模   |   |             |  |  |  |  |  |
| 接替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。   |   |             |  |  |  |  |  |
| 3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1 に掲げる行為を行ってはならない。  |   |             |  |  |  |  |  |
| (契約期間中の修繕)   |   |             |  |  |  |  |  |
| 第9条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合  |   |             |  |  |  |  |  |
| において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければ  |   |             |  |  |  |  |  |
| teat.  |   |             |  |  |  |  |  |
| 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなけ   |   |             |  |  |  |  |  |
| ればならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を  |   |             |  |  |  |  |  |
| <b>相容することができない。</b>  |   |             |  |  |  |  |  |
| 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第4 に掲げる修繕を自らの負担において行うこと   |   |             |  |  |  |  |  |
| ができる。  |   |             |  |  |  |  |  |
| (明彼し時の原状回復)  |   |             |  |  |  |  |  |
| 第 14 条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の顕純を除き、本物件を原状回復しなけれ  |   |             |  |  |  |  |  |
| dk64v.   |   |             |  |  |  |  |  |
| 2 甲及び乙は、本物件の明複し時において、契約時に特約を定めた場合は当該特約を含め、   |   |             |  |  |  |  |  |
| 別表第5の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。   |   |             |  |  |  |  |  |

#### 別紙2

| _    |                |       | 件状況確認リスト |                    |                            |                |       |    |   |   |    |    |   |
|------|----------------|-------|----------|--------------------|----------------------------|----------------|-------|----|---|---|----|----|---|
|      | 物件名<br>死在地     |       |          |                    | 住戸番号<br>TEL ( ) -          |                |       |    |   |   |    |    |   |
| -    |                |       |          |                    |                            |                |       |    |   |   |    |    |   |
| -    | 借主氏名 X         |       |          |                    |                            | 貸主氏名 Y         |       |    |   |   |    |    |   |
|      | 的日 平成<br>年 3 月 |       |          |                    | 退去日 2020 年 8<br>3 日 月 24 日 |                |       |    |   |   |    |    |   |
| _    | 平 3 /<br>居先住所  | 1 21  | П        | 17 平 4 月           | 3 F                        | 転居先 TEL        |       |    | П |   |    |    |   |
| TEAN | n JULIUM       |       |          |                    |                            | WAAS JE TEL    |       | ,  |   | _ |    |    | _ |
| Г    |                |       | 入因       | ##                 |                            |                | iß    | 去時 |   |   |    |    |   |
| 場    | 節所             |       | 交換年      | 具体的な状              |                            | 具体的方           | :状    | 徐  | 8 | 交 | ý. | 10 | 担 |
| 所    |                | 損耗    | Д        | iR.                | 損耗                         | St             |       | 製  | 不 | 要 | 不  | 要  | 不 |
| Γ.   | 49-            | 有(制   |          |                    | A) #                       | 畳に飲料オ          | KIC J | С  |   |   |    | Т  | t |
| 和密   |                |       |          | 畳に問題は確認<br>されなかった。 | 7                          | るシミが変          | 総認さ   |    |   |   |    |    |   |
| m    | (以下略)          |       |          | 2404,000,000       |                            | nt.            |       |    |   |   |    |    | Γ |
|      | 405            | # (B) |          | (                  | fr) 無                      |                |       |    |   | 0 |    |    | Γ |
|      |                |       |          |                    | Γ                          | 壁に直径1          |       |    |   |   |    |    |   |
| 桜    |                |       |          | 壁・床共に問題            |                            | 15cm€          |       |    |   |   |    |    | L |
| 385  | 床              | 有無    |          | は確認されなか            | 9.*                        |                |       |    |   | С |    |    |   |
|      |                |       |          | った。                |                            | による破れ<br>じていた。 | が生    |    |   |   |    |    |   |
|      | (以下略)          |       |          | -                  |                            | D CVYZ.        |       | _  | - | H | ⊢  | ╁  | + |
|      | 天井・壁・          | A - # |          | 洗面所の壁に             | 和 無                        | 洗面所の           | - MF  | 0  |   | H |    | ⊨  | t |
| 洗    | 床              | 9     |          | カビが確認され            | ~~                         | (洗濯槽の          |       |    |   |   |    |    | l |
| mi   | ·              |       |          | t.,                |                            | のカビが思          |       |    |   |   |    |    | l |
| 所    | (以下略)          |       |          | 1                  |                            | ていた。           |       |    |   | Г | T  | T  | t |
|      | (以下略)          | 有(無)  |          | 庭の地面は修繕            | (ii) · 188                 | 雑草が生え          | 散ら    |    |   |   |    | T  | 6 |
| 庭    |                |       |          | により真っ新な            | _                          | かっていた          |       |    |   |   |    |    | l |
|      |                |       |          | 状態であった。            |                            |                |       |    |   |   |    |    |   |

#### 【Yの主張と事情】

- ①賃貸借契約が終了することが決定したため 本物件を内見したところ、ひどい有りよう であり、腹立たしかった。畳の新調や、全 体のハウスクリーニングもしてもらうつも りだったが、庭の雑草は生え散らかり、寝 室の床が陥没している上に, 洗面所はカビ 臭い匂いがしたため,次の賃借人に今の状 態ではとても貸せる状態になかったので、 特約にも基づいて原状回復費用の請求をし た。
- ②壁の落書きは、当然、X に支払い義務があ る。たとえ、経年劣化によって壁紙の価値 が減少していようとも、感情としては全額 Xに支払ってもらいたい。
- ③畳の新調とハウスクリーニング費用は、特 約で X が全額負担するとあるので、 X が 支払うべきである。
- ④チェックリストによれば、洗面所のカビは、 壁の部分にしかなく、床の部分までは広が っていなかった。したがって、その除去費 ②畳の損耗は、自分に責任がなく、畳の新調

- 用も、カビの状態を悪化させたXに支払 ってもらう必要がある。
- ⑤「賃借人が賃貸借契約終了により負担する 賃借物件の原状回復義務には、特約のない 限り、通常損耗に係るものは含まれず、そ の補修費用は、賃貸人が負担すべきである が、これと異なる特約を設けることは、契 約自由の原則から認められる」と示す最高 裁判決(最判平成17年12月16日裁時1402号 6頁)があることからも、特約通り支払っ てもらう必要があるし、寝室の穴や洗面所 のカビ等全てXの過失によるものである からこの請求は適正であり誤りはない。
- ⑥畳は日照によって変色したものである。 Xの責任による損耗ではないが、特約でX が支払うと定められているので、Xが支払 うべきである。
- ⑦特約について、X は熱心に耳を傾け、資料 にも目を通していたため十分理解した上で 承諾をしたと思っていた。また, X から「今 日はありがとうございます | といったこと を言われたが、今日は帰りたいという旨の 発言だとは思わなかった。
- ⑧特約の説明は書面を交付した上で、宅地建 物取引士の資格を持つ自分が行ったので, 業者としての説明義務は果たしている。ま た,特約は,ファミリー向け住宅において, 紛争を事前に防止する趣旨で設けられたも ので、その目的には合理性がある。

#### 【Xの主張と事情】

- ①転職に伴って引っ越すこととなり、丁度良 い立地で本物件があったため、不動産業者 の Y と契約することとなった。しかし、 賃料や特約の話は、午後9時を過ぎていた ため後日にして欲しい旨の発言をしたが, それまでに色々と内見や物件の情報を説明 された疲れや家族のこともあり、素人の X には理解できないものであった。

に関する特約自体、曖昧な表現がされており明確ではないためYが支払うべきである。

- ③寝室の壁の落書きは、息子が、小学校低学年の時、クレヨンでイタズラ書きをしたもので、これに関して原状回復を請求されるのは仕方ないと思うが、ファミリー向けの住宅であることや長年過ごしていたことにより、ボロボロの状態の壁に新品同様の高い費用がかかるのはおかしいと考えている。
- ④洗面所のカビは、日常生活の中でさらに付着してしまったものである。そもそも入居前からカビが発生しており、除去できなかった理由としては入居後、しばらくは多忙であり、なかなか掃除をすることができなかった。やっと時間が作れた時には、カビは既に自分でできる範囲を超えてしまっていたため放置せざるをえなくなった。しかしチェックリストによると、壁に付着していたカビは契約したときからあったのだから、洗面所のカビを自分が支払う必要はない。
- ⑤寝室の床が陥没してしまった件だが、入居後しばらくしてから踏むと軋むような音がしていたが、自分には専門知識はなかったため、どれほど深刻なのかも分からなかったし、対処の仕様がなかった。よって自分に非は無く経年劣化ということで、Yに費用を負担してもらいたい。
- ⑥現在猛威を振るっているコロナが原因で失職してしまった。幸いにも何か月かして再就職が決まったが、子供の大学進学や自分の給料があまり良くないことから、次は安いアパートに越すことにしている。しかし、敷金が返って来ない上に、追加で費用を請求されるとなると引っ越しした後にも響くので、何とかして請求額を低くしたいと考えている。
- ⑦畳は入居時から退去日まで通常通り使用しており、自分が畳を損耗したわけでもないのに、その畳に対しての請求額があまりに

高い。

⑧特約には、畳の原状回復は X が支払うと 書かれているが、そもそも特約の内容をよ く把握しないまま半ば強制的に結ばされた と考えており、この請求はおかしいと考え ている。

#### 【解決案】

特約には、「畳の損傷とハウスクリーニングにかかる費用は全額 X 負担とする」との文言が記されているのみであり、 X が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が具体的でないのみならず、本件にあって X がその旨を認識していなかったというのであるから、本件特約を有効とすることはできない(前掲・最判平17年12月16日)。

フローリングの張替えについて、寝室にベッドを設置するというのは X の通常の使用であると考えられ、それによって陥没した分の補修費については Y の負担とする。ハウスクリーニングの費用は、10万円のうち両者に争いがあるのは洗面所のカビ 2 万 1 千円であり、残る 7 万 9 千円については両者に争いがないので、特約が無効である以上は Y が支払う

洗面所のカビに関しては、元々あったカビは賃借物を受け取った後に生じた損耗ではないので Y 負担(改正前民法606条 1 項)、床のカビは X 負担(改正前民法616条 ,598条)とする。

(2)本事案についての模擬 ADR のシナリ オ

2020年度「債権法講演会」のゼミ生取組みでは、ゼミ生事案についての模擬 ADR を動画で放映した $^{70}$ 。以下は、そのシナリオである $^{80,90}$ 。

調停人: それではこれから, 調停を始めたい と思います。相手の方が話をしている場合に は、相手の方の言い分を出来るだけよく聴くようにしてください。また、質問は私からお二人に振っていきます。そして、お二人で解決できる案を模索していくため私の方からは話がまとまらない際には補助をさせて頂きますという事、ご了承お願いします。それでは、借主の X さん、主張をお願いします。

X(賃借人): はい,私は2005年に契約を結び、 今年の6月に退去しましたが、その原状回復 費用として請求されたものが高額でした。こ れはおかしいと思うので減額をしていただき たいと考えています。

調停人:X さんありがとうございます。次にY(賃貸業者)さん,主張について確認をさせてください。

Y(賃貸業者): はい、X さんとの契約について、原状回復の確認をしたのですが、請求させていただいたものについて全て間違いはないと考えています。なので、私はこの額より減額するつもりはありません。

調停人:ありがとうございます。それではこれから解決に向けてお二人にお話しを伺います。今回の原状回復費用には大部分が特約に係わっています。まずXさん,転職に伴って本物件へと引っ越す際に特約の内容について確認をされたと思いますが,理解はされていたのでしょうか?

X:いいえ,自分は修理の相場等を調べようとしたのですが、様々な物件を見回った後、この物件が良いかなと思い、Yさんに相談を持ちかけたら、すぐに賃料と特約の締結の話を持ちかけられたんです!その時はもう午後9時で子供も疲れて泣いていたし、僕と妻も疲れていました。その時に特約の話をましてや素人の私達に説明して理解するなんて不可能ですよ!

調停人:なるほど、Xさん含め、家族の皆さまがお疲れになっていた時にYさんからは特約締結の話を持ちかけられてしまって承諾をしてしまったのでしょうか?

X: はい、私達も疲れていましたし何より子供がずっと泣きっぱなしで早く終わらせなきゃと思ってあまり話も頭に入らず、資料も読めないまま承諾をしてしまいました。

調停人:お子さんがぐずってしまった上に、 日ごろの疲れから資料を理解しきれなかった ため、すぐに承諾をしてしまったということ ですね。Yさん、この点についてXさんは よく分からないまま承諾をしてしまったとの ことなのですが、どのようなご様子だったの でしょうか?

Y:確かに、時刻は午後9時頃でXさんのお子さんも泣いていたのも覚えていますが、僕の不動産事務所には子供が遊べるスペースがありまして、そこにXさんの奥さんとお子さんが居たのでそこまで気にしていると思っていませんでしたし、もっともXさんは熱心に耳を傾けて資料の方にも目を通していたので十分理解した上で承諾して頂けたのだと思っていました。

X:違いますよ!僕は物件から出た後すぐ,後日に出来ませんかとお願いしたのに Y さんが,「とりあえず,本物件の賃料などの確認だけでもしましょう。」と言ってその話が終わったと思ったら,次に特約の話を持ち出してきたじゃないですか。僕はその確認だけだと思って家族に伝えていたのに,子供も「もう帰りたい」とその時から泣き出してしまったんですよ!僕は真剣に読んでたんじゃなくてただもうこの話を早く終わらせて帰りたいとしか考えていなかったんです!

Y:でしたら、その時に今日は無理です。と、 事務所でご家族と相談してお伝えしてくれれ ば良かったじゃないですか!僕は「早く決め たいんです。」と物件を回る前に伝えられた から、その通りになるべく早く手続きをしよ うとしただけです!

調停人:お二方とも落ち着いて下さい。最初 のルールで言ったように、相手の言い分をよ く聴くように心掛けてください。そして、質 問は、私が振っていきますので、それに対して返答をよろしくお願いします。まずXさん、最初の質問の時、「Yさんに相談を持ちかけたらすぐ特約の話を」と仰っていましたがその前に賃料の確認のお話をされていたのでしょうか?

X:その時も、妻や子供から「まだなの?」という受け答えをしていたので、後日にして欲しいという相談をしたかったのですが、「賃料だけでも」としつこく言われたのでそれさえ終われば、今日のところは帰れると思ったんです。

調停人:しつこく引き止めを受けたため、話を聞くことにしたということですが、すぐに 特約の話を持ちかけられたわけではなかった んですね?

X:はい、確かに賃料の話をされてから特約 の話に移ったという感じだったはずです。

調停人: X さんは、物件から出た際、今日の所は帰りたいということを Y さんにお伝えしようとしたのに、Y さんから確認だけでもしましょうと言われて、事務所で賃料の確認をされた後特約の締結の話をされたということですね。

X: はい、そうだったはずです。

調停人:ちなみに、その際、特約の説明は詳細なものだったのでしょうか?

X: 先ほども言った通り、皆疲れていたので 適当に聞き流すような感じで受け答えをして しまったため、10分程度で確認が終了し承諾 をして、契約してしまったんです。

調停人:なるほど、ご家族の方に迷惑をかけられないということで、特約の内容に関しては詳細に理解できないまま契約をすぐに結んでしまったと。次に、Yさん、Xさんは後日にしたいとの相談があったそうなのですが、その相談は伝えられていたのでしょうか?
Y:うーん、物件から出た後すぐに「今日はありがとうございます。」みたいなことを言われたおぼえはありますね。で、そう言われ

たので、僕も「いえいえ、こちらこそいい物件が見つかって良かったです。」といった感じで手続きに入ろうという雰囲気でした。まさか、今日は帰りたいというような物言いではなかったので気付きませんでした。

調停人:X さんの発言は帰りたいというような意味合いではないと思ったということですね。そして、X さんからは「物件を早く決めたい」ということを言われていたので、Y さんは今日中に締結しようとしたわけですね。調停人:次に、特約の確認の際、X さんはどのようなご様子だったのでしょうか?

Y: それに関しては、かなり早く終わった印象がありますね、あ、でもそういえば、Xさんはしきりに頭をかいたり貧乏ゆすりをしてたかな?しかし、書面を交付して説明したので、特に問題はないと思っていましたよ。

調停人:なるほど、X さんの様子に関しましてはやはり、焦っているような動きをしていたんですね。Y さんは書面を交付して説明していたので契約の説明に不備はなかったと。

調停人:ありがとうございました。では次に参りたいと思います。ハウスクリーニングを行った際、洗面所のカビを発見したとのことですが、入居前はどのような状態だったのでしょうか?

X: その際チェックリスト?の, まぁ点検の ようなものを行っていた時に見つけたものな んですが, 床にはカビが広がってなかったで す。

調停人:なるほど、床にはカビが広がっていなかったとのことなのですが、Y さんその通りだったのでしょうか?

Y:確かに、床には広がってなかったですね え。けど、その際、壁にあるカビは自分達で 除去すると聞いたので有難いと思って了承し ました。けれど、退去時に確認してみたら、 床にまでカビが広がってて話と違うって驚き ましたよ!だからね?原状回復を請求してい るわけなんです。

調停人:Xさんがご自身で壁のカビを除去すると言っていたのでYさんは壁の管理についてはXさんに任せていた、と。では、Xさんがカビを除去するとのことだったということですがその家にお住まいの際はカビをどうしていたのでしょうか?

X:この程度のカビならと思っていましたが、家具を買ったり、その位置を調整していたら、なかなか手入れをする機会が見付からなくて、入居から1ヶ月経ってようやく手入れを始められました。その際には、まだ床にはカビは無かったんですが壁のカビはもう取れなくなってしまっていたんです。

調停人:色々都合が付かずに,他にやるべき 作業を優先していたら壁のカビは取れなくな ってしまったんですね。しかし,何故床にま でカビが発生してしまったのですか?

X: 僕が、会社の都合で一年間出張をすることになってしまって、妻も子供の面倒や自身のパート業務でカビの除去に手が回らなかったんです。恐らく湿気とかで広がったのかなぁと思います。

調停人:なるほど、お二人ともそちらの処理 が出来ず、湿気などで悪化してしまったとい うことですね。

Y: だったら、なおさら原状回復をして頂かないと困りますよ。元はと言えばあなた方がカビの除去をすると言っていたじゃないですか! それなのに、床にまで広げて、どういうつもりなんですか!?

調停人:落ち着いて下さい。ルールを思い出してください。確かに、Xさんがご自身でカビを除去すると言ったのは分かりました。しかしYさん、入居前からカビが発生していたとのことですが入居募集中の際、カビの点検はなさらなかったのですか?

Y:この他にも、別件の契約について立て込んでたので、僕も点検の日までは気付けませんでしたよ。いつ頃発生したものかも僕はち

よっとわからないですね。しかし、カビの除去をして頂けると僕は思ってたので、そのとおり原状回復して頂く所存ですよ。

調停人:予定が立て込んでたということもあって発生時期は分からないと…。しかし、X さんから「カビの除去は自身で行う」という発言をされていたので、原状回復してもらうつもりである、ということでしょうか?

X:待って下さいよ!そもそも, カビがあったことを自分の予定が立て込んでいたという理由だけで点検を忘れていたなんておかしいじゃないですか!であれば, 僕が壁のカビの原状回復を強要されるのは納得いきませんよ。調停人:と言いますと, Y さんが壁のカビを忙しかったから見落としていたために X さんは原状回復する必要は自分にないということでよろしいでしょうか。

**X**: はい, そんな理由では僕は納得いきません。

調停人:なるほど、では次に参ります。寝室の壁についてなのですが、これはお子さんが 落書きをしてしまったということでしょうか?

X:はい,息子が小学生のころ,壁紙に落書きしてしまっていて……。だからこればっかりは僕自身に原因があると思います。しかし,壁紙はもともと劣化していたのに、Yさんに新品同様の壁紙の補修費を請求されたんですよ!

調停人:壁紙の落書きに関して,自身が見落 としていた隙に息子さんが落書きをしてしま った過失は認められるということですね。し かし、Yさんからしてみれば、新品同様の額 を請求をされたと。

Y:いやまぁ…。直すからにはそれ相応の額を請求しますよ。

調停人:Y さんは、修復のため、新品同様の額を請求するということですね。

調停人:最後に、原状回復費用についてですがこの費用をXさんはなるべく減らして頂きたいとのことなのですが、なぜかお聞きしてもよろしいでしょうか?

X:まぁ、あまり言いにくいのですが、コロナの影響で失業したので収入が現在あんまりない状態なんです。なので、これほどの費用を請求されてしまうと次の家の家賃や敷金のことを考えると生活に非常に困るんです。

調停人:そうでしたか、今、これだけの費用を請求されてしまうのは生活が圧迫されてしまって困ってしまうと。これに対してYさん、納得いただけますでしょうか?

Y:納得いきませんね。そもそも,特約で決められていたものであるはずなのにその費用を支払うのは厳しいと言われてもねぇ。僕もこのコロナ禍の被害に遭ってますから,Xさんだけではないですよ。キツイのは。

調停人:はい、Yさんとしましては、特約で 決められていたはずのものを支払わないとい うのは困るし、このコロナ禍の被害に遭って いるのは同条件なのだから費用をお支払い頂 きたいということですね。

以上が、ゼミ生取組みの事案とシナリオで ある。

#### 4. 自主交渉援助型調停とは

#### (1)調停のタイプについて

調停とは、当事者の紛争を解決するための話し合いを第三者が支援する手続と定義することができるが、話し合いを支援する第三者、すなわち調停人の調停への関わり方によって、大きく分けて「評価型調停」、「妥協要請型調停」、「自主交渉援助型調停」(対話促進型調停)の3つのタイプがある。以下、3つの調停方法の概要を紹介する。

#### ①評価型調停

評価型調停は、法的知識を持つ専門家調停

人のリードによって当事者の主張や提出した 証拠を検証・評価し、解決策を導いていくタ イプの調停である。日本の裁判所における民 事調停・家事調停でこの方法が取られてお り、調停人が、仮に調停が合意に至らず裁判 になった場合にはどのような結論が予想され るか、といった評価を示すことで、結論に対 する一定の方向付けがなされることも多いと 思われる。他のタイプの調停と比べて調停人 が結論に介入する度合いは強く、法律的な評 価によって判断をするため、裁判と同様の結 論となりやすいと考えられる。

このように、評価型調停では法的評価に基づく判決的解決が可能であるが、調停により 当事者の敵対関係が解消されることは難しい と考えられる。そのため、当事者間の対立が 強く、後述の自主交渉援助型による解決が難 しい事案や、当事者間の紛争の対象が過去の 事実の評価に関する場合にその力を発揮する と考えられる。

#### ②妥協要請型調停

妥協要請型調停は、主に地元の名士など当 事者双方が知る権力者が調停人となり, 当事 者それぞれに妥協を促し、両当事者の主張の 中間をとった解決を目指すものである。調停 人自身が結論に介入する度合いは低いもの の,権力者の威信による解決であり,当事者 に「この人に言われるのだから仕方ない。」 という気持ちを生じさせ諦めさせることによ り、話し合いを収れんさせるという調停であ る。権力者の威信によって形式的にでも両当 事者の互譲を引き出すことから, 一方当事者 にとって極端に不利な結論とはならないこと や、比較的短期間での解決が見込まれるが、 一方で、その性質上当事者の主張云々にかか わらずその中間を取ることからいわゆる「喧 嘩両成敗!の側面がある他,調停人が紛争の 本質に踏み込まず、両当事者をたしなめるだ けで調停をまとめようとする「マアマア調 停し10)と揶揄されるような状況に陥る結果、

当事者の主張が形骸化されがちになる。

#### ③自主交渉援助型調停

自主交渉援助型調停は、あくまでも当事者 の自主的な交渉を中心に置き、調停人はもっ ぱら交渉のプロセスのみに介入し当事者間の 交渉を援助するという立場に徹し、当事者の 本音を満足させ、 両当事者が納得できる解決 策を導き出そうとするものである。調停人に は当事者間の交渉のプロセスを管理する知識 や技術が求められる一方, 当事者の主張に対 する評価や結論への介入は行わない。妥協要 請型調停に見られがちな互譲の名の下に行わ れる当事者に対する説得による解決ではな く、当事者自らが納得した上で解決すること を目指すものである。この方法は, 各地の行 政書士会が設置する法務省認証 ADR 機関で 採用されているが、その他民間 ADR 機関で の採用例は少ない状況である。

#### (2) 別席調停と同席調停

また調停をその進行面から区分すると、当 事者双方が別々の部屋に待機し、調停人が各 当事者から順番に話を聞いていく「別席調停」 と、当事者双方と調停人が一度に同じテーブ ルにつき、調停人を通して話をする「同席調 停」に分けることができる。

別席調停は、裁判所の民事調停及び家事調停で採用されており、相手方に気兼ねすることなく自身の主張をすることができるが、その反面相手方を非難してしまいがちになることや、相手方の主張は調停人を通してしか知ることができず、相手方の本音を知ることが難しいことから互いに疑心暗鬼になってしまうことが往々にしてあることがその短所としてあげられる。

かたや同席調停は、1960年代から米国で自然発生的に市民の間で手探りで試みられたものが始まりとされており、両当事者と調停人が一堂に会して話し合いを行うというある種シンプルな構造によって実施される<sup>11)</sup>。同席

調停の場合は、その透明性に特徴がある<sup>12)</sup>。 すなわち相手方が面前にいることから、相手 方の主張や、相手方がどのような事実を認識 しているのか、どのような本音を持っている のかを直接知ることができ、相手方に対して 疑心暗鬼になることがなく安心して交渉に臨 むことができるというメリットがある。一方 で、直接相手方に知られることを望まない事 実が暴露される可能性がある(そのような場 合には部分的に別席調停を併用することも検 討される。)。自主交渉援助型調停の場合は、 当事者間の自主交渉(対話)によって進行されるため、同席調停を基本として行われる。

#### (3) 自主交渉援助型調停について

#### ①自主交渉援助型調停の目指すところ

このように、調停の大まかな区分を紹介したが、行政書士会北海道 ADR センターにおいては、自主交渉援助型調停(同席調停)が採用されていることから、以下、自主交渉援助型調停の特徴について評価型調停との対比も交えながら述べる。

自主交渉援助型調停は、「ボイス(声)と チョイス(選択肢)を当事者に取り戻す」と いわれるように、書面主義に対して口頭主義 を重視し、当事者の自己決定権を重視した手 続であることから、当事者が本音を出し尽く し、主張や要求の奥底にある利害を明らかに することで、双方に共通する課題を洗い出し、 双方が満足する解決策を導き出すことを目指 している。

一方で、当事者の自主交渉を通じて本音を 出し尽くすには相応の時間を要することや、 両当事者の対立が一定程度以上強い状況にあ り交渉を通じても双方の歩み寄りが見られな い場合には、解決できないといった短所があ る。

しかしながら、社会において生じる争いや 対立は、当事者それぞれの個性や立場が異な ること原因となって生じているものであるこ とから,争いが生じることを避けることは不可能である。一方で,当事者はだれでも争いを好んでいるわけではなく,内心ではこの争いを解決したいと思って交渉に臨んでいる。調停人はこのような当事者の内心を信頼し,当事者の話し合いをうまく促し整理することで,当事者も自らの本音を明らかにすることができ,争いの先にある両当事者に共通する課題を探し出し,その解決方法を導き出すことができる。

このように、両当事者の努力によって解決策を導き出したという過程を経ることで、当事者双方が調停の結果に満足できるというWin-Win の結果に到達できる。仮に、その調停の結果が他の調停(評価型調停や妥協要請型調停)や裁判による結果と同じだったとしても、第三者によって決められた(押し付けられた)結果ではなく、自分たちが導き出した(獲得した)結果であれば、当事者の納得感、達成感は大きく高まり、その解決策の履行率も高まると考えられる。

また、当事者双方が自主的に紛争を解決しようと交渉する中で培われるある種の信頼関係によって、紛争解決後の当事者の関係性に良い影響を与えることが期待される。これは、職場や学校など、当事者双方の関係性が継続する環境における紛争においては特に重要な視点であると考える。

②自主交渉援助型調停における調停の目的と 調停人の役割について

自主交渉援助型調停においては,調停の目 的は紛争の解決そのもののみならず,紛争の 解決までのプロセスも目的の一つと考えられ ている。

そのプロセスのうちの一つとして,当事者の自覚を促す(エンパワーする)ことがあげられる<sup>13)</sup>。そもそも紛争を起こしたのは当事者本人であるから,その解決方法を一番よく感知できるのも当事者自身である。しかし,不満や不安,怒りなどで頭がいっぱいになる

などして冷静に相手方の話を聞くことができ なかったり、そもそも自分の問題を自分で解 決するということに慣れていないといった理 由で、調停においても調停人にすべてを委ね たいという姿勢の当事者も存在する。そのた め、自身の紛争の解決方法を一番よく知って いるのは当事者自身であるということを自覚 させることがまず調停の第一の目的である。 またその裏返しとして、当事者をエンパワー させることで調停人自身も自主交渉のサポー ト役であることを自覚し、その役割に徹する ことができるようになるのではないかと考え る。当事者に言いたいだけ言わせて、結局の ところその言い分をたしなめて両者の主張の 中間の結論に促すのであれば、上述したマア マア調停とさして変わらないものになってし

プロセスの二つ目に、当事者同士がその違いを認識することがあげられる。すなわち、エンパワーされ自分自身が主体的に紛争解決のために動かなければならないと自覚した当事者は、事態を客観的に見るようになり、相手方の言い分を聞き、相手にも相手なりの理由や背景があることを理解するようになる。この過程を経ることで、当事者は相手方の利害を理解することができるようになり、紛争解決のための課題の設定に近づくことができる。また、このように自分自身と相手方の違いに気づくことで、相手方に対する怒りが消滅し、紛争拡大を防止することができる。

三つ目は、上記のような過程を経て解決策を導き出し、当事者が納得して合意にたどり着いたことにより生まれる当事者間の信頼である。これについては上述したが、たとえ素晴らしい解決策であったとしても、当事者が自ら導き出したものでなければ当事者の納得感や理解に乏しく、その後の履行の可能性が減少する。一方で、当事者にとって多少不満の残る解決策であったとしても、当事者双方の努力によって導き出したものであれば、解

決策にたどり着くまでに構築された当事者間の信頼関係により、その後の履行の可能性が高くなる。またこのように当事者間の信頼関係を構築できれば、当該調停そのものが不調となったとしても、その後の紛争発生を防止し、関係を良好に保つきっかけとすることができる。

自主交渉援助型調停の目的は以上のとおりであるが、ここにおける調停人の役割はやはり最初に示したとおり、当事者間の話し合いを促し、納得する解決策を主体的に導き出すことを支援するということに尽きると思われる。そのためには、調停人が当事者自身の自己解決能力を信頼し、調停の主体は当事者同士であることと、調停人自身がその補佐役に過ぎず、当事者の交渉の環境を万全に整えることに意識をおくべきということを認識することが必要であると考える。

#### ③課題の特定について

裁判は、過去の事実・権利関係を評価し、 当事者の要求に対する判断をすることはできるが、将来についての判断や、当事者の精神的な事象について判断することにはなじまない。この点、調停であれば調停人から当事者への聞き取りによって調停に至った経緯や当事者間の背景事情などを詳細に明らかにすることで、裁判では取り上げられない事情についても議論のテーブルにあげ、当事者間で交渉することができる。

このように、調停において紛争解決のために当事者が解決すべき問題が何か特定することを「課題の特定」と呼ぶが、自主交渉援助型調停における課題の特定について、評価型調停におけるそれと比較して検討する。

評価型調停,特にこれを採用する裁判所における調停においては,一般的には過去の事実の認定に重点が置かれているといえる。これは,調停人が紛争の解決策を導き出すためには,解決策(法的評価)の対象となる事実の認定が必要と考えるからである。しかし,

一定の事実認定が必要ではあるものの, その 事実認定については各当事者が主張した事実 及び提出した証拠を前提として当事者に立証 責任を負わせていることから, 当事者の主張 立証の如何によって客観的事実と異なる事実 認定がなされることもありうる。このように, 調停人が客観的事実と異なる事実を認定し, これをもとに解決策を提示した場合には, 当 事者にとって満足できない解決策となること も十分にありうる。

一方で自主交渉援助型調停においては,そもそも「課題の特定」についても当事者の決定に委ねていることから,調停人は背景事情の理解のために過去の事実関係の聞き取りを行うことはできるが,仮に当事者の主張する事実関係に食い違いがある場合には,事実認定自体を課題とすることを避け,当事者間の紛争解決ないし将来の紛争再発防止のために必要な別の課題を特定すべく当事者間の話し合いを促すことも可能である。

以上,調停のタイプと自主交渉援助型の特徴について簡単に説明したが,自主交渉援助型調停は,これまで裁判所で行われてきた評価型調停とはその手法に大きな違いがあり,それゆえ調停人に求められる役割や資質も評価型調停のそれとは大きく異なるということをご理解いただきたい<sup>14</sup>。

# 5. 2020年度のゼミ生取組みについて - ゼミ生の模擬 ADR 事案・シナリオの検討とゼミ生指導について

#### (1) 自主交渉援助型調停の観点から

ゼミ生の模擬 ADR 事案は、賃貸借契約の解除に伴う原状回復費用に関する紛争であるが、事案の作成に当たっては、行政書士会北海道 ADR センターの取り扱いの対象としている紛争の分野(①外国人の教育環境に関する紛争、②外国人の職場環境に関する紛争、③居住用建物の賃貸借契約に係る敷金返還及

び原状回復に関する紛争)<sup>15)</sup> に含まれる事案を作成していただくよう依頼した。これらの取扱紛争分野の中でも賃貸借契約に係る敷金返還及び原状回復に関する紛争は,現在賃貸住宅で独り暮らしをしている学生だけでなく,他の多くの学生にとっても,卒業後就職などによって自らが賃借人となって賃貸住宅に居住する可能性があることから,将来直面しうる問題として興味を持って取り組むことができる紛争分野だと考えた。

また,行政書士会北海道 ADR センターでこれまで取り扱ってきた紛争はもっぱら上記賃貸借契約に係る敷金返還及び原状回復に関する紛争であり,ゼミ生とともに講演会を企画し,事案の作成等について助言をする立場としても,当該分野の紛争をテーマとすることは望ましいことであった。

一方で、賃貸借契約に係る敷金返還及び原 状回復に関する紛争の性質に着目すると、当 事者間の賃貸借契約はすでに終了しているこ とから、両者の議論の中心は、例えば物件の 特定の部位の損傷についての費用負担割合と いった過去の事実の評価に関することが多く なると考えられる。また、一般的に両当事者 は今後再び会うことのない関係にあることか ら、紛争の解決において今後の当事者間の関 係性の維持を念頭に置くことはなく、単なる 金額交渉に終始する可能性も高い。さらに, 原状回復における負担割合の一般的な基準と して、国土交通省が公表している「原状回復 をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂 版 ) | (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/ house/jutakukentiku house tk 3 000020. html) (2011年11月4日閲覧) が一定程度定 着している (実際に、調停を申し込む賃借人 の中には事前に同ガイドラインに目を通した 上で申し込みをされる方もいる。)ことから、 調停における一つの判断材料として同ガイド ラインが参考にされるケースも多いものと考 えられる。

上記の各傾向に鑑みると, 自主交渉援助型 調停における賃貸借契約に係る敷金返還及び 原状回復に関する紛争は、他の分野の紛争と 比較してその結論において評価型調停等他の 方法による調停と変わらないものになる可能 性が高いものと思料する。この点, 自主交渉 援助型調停は、上記のとおりあくまでも当事 者の自主的な交渉を中心に置き、両当事者が 納得できる解決策を導き出そうとするもので あり、その調停の結論如何によって他の調停 方法との差異や優劣を判断すべきものではな いが、今回の講演会のような場面で自主交渉 援助型調停を紹介するという点に限ると、賃 貸借契約に係る敷金返還及び原状回復に関す る紛争事例では自主交渉援助型調停の特色を 十分に表すことは難しいと考えていた。

にもかかわらず、ゼミ生には様々な具体的事情を盛り込んだ模擬 ADR 事案と各当事者のシナリオを作成いただき、講演会本番での模擬調停はとても臨場感のあるものであった。受講生にも調停の様子は十分伝わったのではないかと考えている。

なお、自主交渉援助型調停においては、調停人による初めと終わりの挨拶が重要な役割を担っていると考えられている<sup>16)</sup>。中でも調停の初めには、両当事者が調停に臨む雰囲気づくりを行い、自主交渉援助型調停における調停人及び当事者の役割について確認し、話し合いのルールを説明して当事者からの了解を取り付ける等、「初めの言葉」には非常に需要な役割があるため、これに十分に時間をかけて行うことが必要とされている。しかし今回の模擬 ADR 調停においては時間の都合上簡単な挨拶だけにとどめ、「初めの言葉」の重要性については口頭で補足した。

また、自主交渉援助型調停に臨む調停人には、当事者の話を「傾聴」することが求められる。これは、調停人には当事者の主張や要求に表れない利害や本音を探ることが重要であり、そのためには「傾聴」(相手の話を

理解しようと努め、真剣に聴くこと。Active listening) が必要だからである<sup>17)</sup>。傾聴には 「パラフレイジング」(繰り返し),「リフレ イミング | (言い換え). 「サマライジング | (要 約),「オープンエンディッドクエスチョン」 (開かれた質問)といった技法がある $^{18)}$ が、 単に質問技法にとどまらず、調停人の臨む姿 勢や、ボディランゲージ(顔の向き、視線、 雰囲気など)も含めた調停人の当事者への向 かい方全体を差すものである。「傾聴」は、 調停人が調停に臨むうえで必ず実践しなけれ ばならない技術であるが、このような聴く技 術は、調停人としてだけでなく、仕事や家族、 友人関係にも非常に役に立つものである。も っとも、今回の模擬 ADR 調停動画において は,時間の都合上,調停人が当事者の発言全 てにパラフレイジングなどの技法を用いるこ とは避け、動画を放映した後に傾聴について 口頭で補足した。

このように自主交渉援助型調停には「傾聴」や「課題の特定」といった調停の場以外にも非常に役に立つ技法、考え方があり、これらも講演会で詳しく紹介したかったところであるが、今回の講演会においては ADR という紛争解決手続制度の紹介と賃貸借契約に係る敷金返還と原状回復に関する紛争事案の紹介に重点を置いたため、上記調停技法等の紹介は簡単なものにとどめた。機会があればこれらについても講演会の場などで紹介したい。

#### (2) 民法の観点から

ゼミ生は、改正前民法の規定を前提に事案を作成した。以下は、改正前民法の規律から、ゼミ生が作成した事案について検討していく。最後に、改正民法の観点からすると、どうなるかについても見ていく。以下では、改正前民法の条文を指す場合には、改正前民法へ条、改正後の民法の条文を指す場合(改正前と改正後で変更がない場合にも)、民法
○条と記す。

ゼミ生事案の争点は、借家の修繕義務の問題,修繕費用を誰が負担するか,という問題, 賃貸借契約終了後の原状回復の問題に帰着する。

ゼミ生事案によれば、 入居時に既に壁にカ

ビが存在していた。(現実にはありえないこ

とだろうが、) 賃借人は、その壁を自身で処 理する旨, 伝えて, 建物の賃貸借契約を締結 した。賃貸人は、目的物の使用収益をさせる 義務を負っており(改正前民法601条),賃貸 人は、賃借人が借家の使用収益をできる状態 で引き渡さなければならない。したがって、 賃借人が借家の使用収益をするために必要な (修繕)費用は、反対の特約がない限り、賃 貸人が負担しなければならない(改正前民法 616条)。本事案では、賃借人のこの発言をど う捉えるかが問題になる。(その発言が、賃 貸借契約の特約として結ばれたものかどうか は分からない。) 契約締結時に、たとえ賃借 人自身で処理する旨、伝えた、としても、カ ビの除去とその除去費用は賃貸人が負担すべ きものであったと考えられる。もっとも、ゼ ミ生によるこの事情(入居時のカビの存在と、 賃借人による除去の発言)の追加は、契約終 了後の原状回復の際における考慮事由として 入れたものであり、考え抜かれたものである。 床の陥没については,まず,改正前民法で, 賃貸人の修繕義務がどのように規律されてい たかを確認しておく。修繕については、賃貸 人の修繕義務(改正前民法606条1項), 賃借 人の保存行為受忍義務(民法606条2項),要 修繕状態が生じた場合の賃借人の通知義務 (改正前民法615条)が定められていた。賃 貸人は、賃借人に目的物の使用収益をさせる 義務を負担することから、原則として、賃貸 人が修繕義務を負担する。要修繕状態の発生 について、 当事者双方に帰責事由がない場合 も,賃貸人に修繕義務が生ずる。天災などの 不可抗力による場合, 通常損耗・経年劣化に よる場合などである。要修繕状態の発生につ いて賃貸人に帰責事由がある場合には、賃貸人に修繕義務が発生する。要修繕状態の発生について賃借人に帰責事由があった場合には、賃貸人に修繕義務が発生すると解する説と、賃借人に修繕義務を負わせるべきだと解する説の対立があり、後者が有力だった。なお、修繕義務が発生するのは、修繕可能な場合に限られ、修繕が物理的に可能だが、過大な費用を要する場合には、賃貸人は修繕義務を規免すること、一定の範囲の修繕を賃借人の義務とすることは可能であり、実際の賃貸借契約では、契約書でそのような特約が定められていることが多い191,200。

このような規律から考えると、床の陥没は、 賃貸人の目的物の使用収益をさせる義務違反 (改正前民法601条)でもあり、その修繕費 用は、賃貸人が負担しなければならない(改 正前民法606条1項)。賃借人は、賃貸人に要 修繕状態を通知しており、もし、賃借人自身 が修繕費用を出して修繕したのであれば、必 要費として償還請求が可能である(民法608 条1項)(必要費とは、賃借人が使用収益す るために必要な費用であり、賃貸借契約の目 的物を通常の用法に適する状態に保存するた めに必要な費用とされる(民法196条1項を 参照)。たとえば、賃借人による畳替えの費 用(大判昭和18年7月6日新聞4862号8頁) などである)。すなわち、賃貸人の負担に属 する必要費について、賃借人が支出したとき は, 賃貸人に対して, 賃貸借契約の終了を待 たずに, 直ちに償還請求が可能である(民法 608条1項)。「賃貸人の負担に属する」かど うかは、個別の契約により決まってくるが、 賃借人の使用収益に必要な費用は, 反対の特 約のない限り、賃貸人の負担に属する(改正 前民法616条,594条1項)。(なお,有益費に ついては、賃貸人が負担する。賃借人が支出 したときには、賃貸借契約が終了したとき に, 価格の増加が現存する場合に限り, 賃借 人の選択に従い、その支出した金額または増価額を賃貸人に償還させることができる(民法608条2項,196条2項)。)

ところで、改正民法では、賃貸借契約の目 的物の修繕に関する規定が整理され、次のよ うになった。改正前民法の下では争いがあっ た. 目的物の要修繕状態の発生について賃借 人に帰責事由があった場合には、賃貸人に修 繕義務がないことが明示された(民法606条 1項但書)。そして、目的物が要修繕状態に ある場合に、賃借人が賃貸人に修繕が必要で ある旨を通知したか、賃貸人がその旨を知っ たにもかかわらず, 賃貸人が相当期間内に必 要な修繕をしないとき、または、急迫の事情 があるときには、 賃借人は修繕をすることが できる、と規定された(民法607条の2)。そ の趣旨は, 賃借人が賃貸人の所有物について 修繕できる要件を明確にして、 法律関係の明 確性を高めたものである、とされる210。ゼミ 生事案の床の陥没については、改正民法の下 でも、変わらないだろう。ただし、改正民法 607条の2により、賃借人は、自身で床の修 繕をすることができる。その費用は,必要費 として償還請求することができる(民法608

ゼミ生事案の最大の論点が、賃貸借契約終了後の原状回復の範囲の問題である。ゼミ生事案では、畳の劣化、ハウスクリーニング費用を含む通常損耗な経年劣化での目的物の原状回復費用についても、特約で賃借人が支払うことになっていた(「通常損耗補修特約」)。原状回復費用(493,200円)が、敷金額(400,000円)を超えたので、賃貸人や賃借人に対してその超過分を請求した。賃借人は、その要求額が高すぎるとして、賃貸人を相手方として、調停を申し立てた。

改正前民法でも,賃貸借契約終了後,賃借 人は目的物の原状回復義務を負担する(改正 前民法616条,598条)。賃借人は,目的物を 受け取った後に,目的物に損傷が生じた場合

には、その損傷を原状に復さなければならな い。「損傷」には、目的物の通常の使用収益 によって生じた損耗 (通常損耗) および目的 物の経年劣化は含まれない、と解されていた。 目的物の通常損耗や経年劣化は、契約の性質 上, 当然に予定されており, 減価償却費や修 **繕費などの必要経費は賃料に含まれるのが通** 常だからである、とされた(最判平成17年3 月10日裁時1402号6頁)<sup>22)</sup>。「通常損耗補修 特約」については、ゼミ生の解決案にも示 されているように<sup>23)</sup>, 前掲・最判平成17年3 月10日によれば、「建物の賃借人にその賃貸 借において生ずる通常損耗についての原状回 復義務を負わせるのは、賃借人に予期しない 特別の負担を課すことになるから、賃借人に 同義務が認められるためには、少なくとも、 賃借人が補修費用を負担することになる通常 損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体 的に明記されているか、仮に賃貸借契約書で は明らかでない場合には、賃貸人が口頭によ り説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、 それを合意の内容としたものと認められるな ど, その旨の特約(以下「通常損耗補修特約」 という。)が明確に合意されていることが必 要である | とされている。

賃貸借契約の終了時に,賃借人の負担する原状回復義務の範囲が争われることが多い。 国土交通省が,民間賃貸住宅の賃貸借契約終了時の原状回復義務の範囲のトラブルを防止するために,「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」を公表している<sup>24</sup>。

なお、改正民法では、賃貸借契約終了後の 賃借人の原状回復義務が明文化され(民法 621条)、改正民法の下でも認められていた「損 傷」には、目的物の「通常の使用及び収益に よって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経 年劣化」は含まれないことが明示された。さ らに、改正民法では、「敷金」に関する規定 が新設され、これまでの判例(大判大正15年 7月12日民集5巻616頁)や学説の議論を採用して、敷金とは、「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」である、と定義された(民法622条の2第1項)。敷金を受け取った賃貸人は、賃貸借契約が終了し、目的物が返還されたとき、そして、賃借人が賃借権を適法に譲渡したときに、未払いの賃料や、目的物が壊れていた場合の損害賠償債務の額(原状回復費用)を、敷金から控除して、その残額を賃借人に返還しなければならない(民法622条の2第1項)、とされた。

したがって、ゼミ生事案では、賃貸借契約の際に締結された、とされる「通常損耗補修特約」の効力如何が問題となる。賃貸借契約締結の際に、「賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているか」、賃貸借契約書で明らかでない場合には、「賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内用したものと認められるか」が問題となる。ゼミ生は、この基準に基づいて、通常損耗補修特約の合意が争われるような事案作成を行っている(評価できる点である)。ただ、敷金の充当関係については、その理解は怪しい。

#### (3) 学生指導・教育の観点から

続いて、ゼミ生の事案・シナリオ作成について、学生指導・教育の点から振り返りをする。

ゼミ生による講演会企画は、「Project-Based Learinig(PBL,問題解決型学習)」 $^{25)}$  にあたる $^{26)}$ 。PBL では,問題・課題は,教員または外部企業から与えられることが多いようだが,本企画では,最初に,足立が,事案とその法的な解決,自主交渉援助型調停をするための資料とシナリオを作成するよう,大ま

かな指示を与えるが、ゼミ生自身が、(PBL の) 問題・課題を外部講師と足立のアドバイスを受けて作成する。

ゼミ生には、事前に、参考資料として、① 2019年度に深林行政書士を始めとする行政書 士会北海道 ADR センターの先生方に開催し ていただいた、自主交渉援助型調停について の講演資料(2019年度2年ゼミでの講演の 際に配布していただいた行政書士会北海道 ADR センター作成の自主交渉援助型調停の ための資料(事案, 申立人と相手方の事情) と,2019年度2年ゼミ生による、自主交渉援 助型調停をテーマとした法学講演会の資料). ②建物賃貸借契約を素材とした事案を作成す るための参考書(教科書や、たとえば野辺博 編著『借地借家の法律相談(第一次改訂版)』 (学陽書房,2011年)など)や、参考となる ウエブサイト(国土交通省「原状回復をめぐ るトラブルとガイドライン(再改訂版) | など) を与えた。ゼミ生は、これらの資料を使いな がら、賃貸借契約、特に原状回復の問題につ いて、インターネットで検索をして、情報を 収集した。ただし、ゼミ生には、インターネ ット資料は、その内容に信憑性がないことも あるので、CiNii Articles から、関連する学 術論文を, TKC ローラーブラリー<sup>27)</sup> から. 関連判例・裁判例を探して、参考資料にする ように指示した。Cinii Articles では、全ての 論文・資料をダウンロードすることができる わけではない。したがって、ゼミ生がどうし ても必要な論文・資料で、インターネットか らダウンロードできないものについては、足 立が、大学図書館で、または大学図書館を通 じて複写依頼をして、論文・資料を手に入れ て, ゼミ生に提供した。この点, 例年であれ ば、ゼミ生自身が、大学図書館に足を運び、 教科書・参考書・研究書や論文などを探して 読んで、資料の取捨選択を行うが,2020年度 は、新型コロナウイルス感染症の影響で、学 生の登校が制限されたため、それをすること

ができなかった。確かに、インターネットを 通じて、資料の検索と、その一部のダウンロ ードを行うことはできるが、図書館で実際に (リアルに) 資料を手に取って、有益な資料 を見つけ手に入れる重み(感動?)は何にも 代えがたい。知的作業は、パソコンの前だけ で完結するものではなく、実際に自分の時間 を使い、足を運び(、場合によっては資料を 複写する経済的コストを払って) こそ意味が あるものである (この知的作業は、学生が社 会に出てからも必要なものだと考える。)。資 料(・時代)がデジタル化され、自由に簡易 に即座にアクセス可能になることは確かに便 利だが、自分の時間・足・目・頭を使った知 的作業は失われてはならないものと考える。 (インターネットの資料・情報は、自由に簡 単に即座に得られるが、その分価値は陳腐に なる。)

「学生による講演会|企画では、足立自身が、 学生にどこまで介入するかのさじ加減が難し い。どこまで関連資料を指示するか、どこま で教えるか、という問題である。こちらから 何か具体的な内容を言ってしまうと, ゼミ生 は安易にそれに乗っかってしまう。それでは、 ゼミ生に力がつかない。また、外部講師と足 立との間で、講演会の趣旨、問題・課題の理 解・回答について見解の相違があると、ゼミ 生がいたずらに混乱することになる。ゼミ生 による講演会企画を10年以上、開催している が、未だに悩むことが多い問題である。この ような経験から、課題や企画案の作成につい ての指摘は、外部講師の先生にお任せして-外部講師の先生とのやり取りは、模擬仕事体 験として,ゼミ生の成長に資する一,足立は, 裏方として, (課題や企画案の骨格ができる までは、)課題や企画案の作成については必 要最小限の指示とアドバイスにとどめ(教科 書や関連資料の大まかな指示など), ゼミ生 のチーム・ビルディングやゼミ生個人のモチ ベーションの維持に目を配るようにしている。

足立のゼミでは、ゼミ生のリーダーシップ 教育を目標の1つとしている28, 先に述べた ように、企画チームを結成するに当たっては、 リーダーとサブリーダーを選出させる。もっ ぱら、リーダーには、打ち合わせの開催と取 りまとめ,外部講師や足立との交渉を担わせ, サブリーダーには、リーダーのサポートと円 滑なチーム・ビルディングの環境設定を担わ せている。企画の初期段階は、足立にやらさ れている感がいっぱいなのだが、ゼミ生が自 分たちの企画だと認識できるようになって. やっとリーダーもサブリーダーも自分の職務 と責任を自覚し、企画が本格的に始動し始め る。どの企画も、大体、講演会開催1ヶ月前 に、そのような時期を迎える(それが迎えら れないこともあるが、大体、そういう企画は 失敗する)。そこまで持っていくのが大変で、 外部講師と足立が鞭と飴を与えて,後押しし ていなかないとならない(我われのリーダー シップも試される機会となる29)。リーダー とサブリーダーの変化と同時に、メンバーも チーム内での自分の立場と役割を自覚し、全 員が、率先垂範して企画の職務を担うように なる。ゼミ生がそうなれば、もうあまり口を 出すこともない。もっとも、それ以降も、企 画の運営に当たって、ゼミ生の決断が鈍る・ 安易に流れることがないよう見守っていかな いとならない。

2020年度「債権法講演会」企画は、ほぼ zoomでの準備、そして、講演会の開催となり、 足立自身、自らの役割を十分に果たすことが できなかった。ゼミ生たちは、制約された環境のなかでも、深林行政書士の懇切なご協力を得て、できる範囲で企画をやり遂げた。今後、新型コロナウイルス感染症の影響がどうなっていくかは分からないが、これまでとは 違った環境のなかでの学生指導・教育のあり方を考えていくための経験と素材を得ることができた。(ゼミ生たちは、逞しく立派だった。 欲を言えば、学問そして企画自体への渇望・

情熱がもっと欲しかった)。

#### 6. まとめと今後の展望

以上,2020年度「債権法講演会」の内容の 紹介と、ゼミ生事案の検討、自主交渉援助型 調停の紹介などについて,総花的な説明をし てきた。まず、コロナ禍の制約された環境で、 事案とシナリオを創りあげ、企画をやり遂げ たゼミ生たちの頑張りを評価したい(逞しく 学んだ!)。制約された環境のなかでも、や り方を工夫すれば、アクティブな学生教育が 展開することができる、という新たな学生教 育の可能性を見いだすことができた。もっと も,これも,学生が成長したい,という思い をもってくれること、学生との信頼関係の構 築が大切である。また、お忙しい中、業務の 合間を縫って、準備段階から企画に協力して いただいた深林行政書士にも感謝したい。深 林行政書士のご協力がなければ、本企画は実 現できなかった。

「外部講師による講演会」企画は、ゼミ生取組みで学問的な課題に取り組むことで、ゼミ生の深い学習につながり、外部講師や足立とのやり取りで、ゼミ生の社会人基礎力を育み、ゼミ生が企画にチームで取り組むことで、チームで仕事をしていくためのスキルや心構え、ゼミ生各人のリーダーシップを備えさせていくものである。

足立が、自主交渉援助型調停を運営している行政書士会北海道 ADR センター(深林行政書士)に講演を依頼し、ゼミ生や講義受講者にそれを理解し体験させているのには、次のような理由・意図がある。自主交渉援助型調停とは、係争当事者のお互いの主張のやり取りを通じて、合意点(落とし所)を見つけていくものと考えられる<sup>30)</sup>。係争当事者の事情や利益に基づいて、主張をして、お互いの合意点を見つけていくものである(交渉の作法を学ぶ、交渉教育にも繋がる<sup>31)</sup>)。その過

程は, 取引社会における契約交渉と同様であ り, 自主交渉援助型調停の理解・体験を通じ て、(契約) 交渉も学ぶことになる(合意に よる制度形成の実践)。自主交渉援助型調停 の事案作成や模擬実践は、契約自由の原則や 私的自治の原則の理念を実践的に学ぶ舞台と もなると考えられる(学生に対しての法教育 の実践)(もっとも、それを理解させるため には、足立の誘いがないとならない)。さらに、 傾聴、パラフレージング、リフレーミングな ど、自主交渉援助型調停の学習を通じて交渉 スキルを学ぶことは、学生が社会に出て仕事 をしていくに当たっても必要となるコミュニ ケーション能力を培うのにも役立つ、と考え る<sup>32)</sup>。以上のことを実りあるものにするため には, 足立自身が, 自主交渉援助型調停の理 念・方法を理解し、その学生教育・指導への 適用を考えていかなければならない(ご迷惑 かもしれないが、行政書士会北海道 ADR センターの行政書士の先生方、そして深林行政 書士とのコラボレーションを、より有機的に 進めていきたい)。

実践的な学生教育の1つとして,今後も外部講師による講演会企画を継続・発展させていきたい。

#### 【謝辞】

模擬 ADR 事案と模擬 ADR のシナリオを本稿に掲載することについて承諾してくれた,本講演会に取り組んでくれたゼミ生たちに感謝する。そして,本講演会企画,さらには本稿の作成も,深林行政書士のご協力がなければ,成し遂げられないものだった。お忙しい中,時間を割いていただいた深林行政書士に深く感謝したい。 (了)

- 1) 足立が本学に赴任した2008年度から毎年, 「外部講師による講演会」企画をいくつか開催 している。拙稿「『外部講師による講演会』企 画での民法教育と社会人基礎力の育成-法教育 との関連も視野に入れて」法と教育6号79頁以 下,拙稿「『アクティブ・ラーニング』として の(?)ゼミナール活動」北星論集(継)58巻 2号79頁以下などを参照。
- <sup>2)</sup> 社会人基礎力については、経済産業省ウエブサイト「社会人基礎力」(https://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.html) (2021年11月4日閲覧)を参照。
- 3) 深林行政書士を始めとした北海道行政書士会 ADR センターの先生方との出会いは,2019年1月11日(金)札幌弁護士会主催の「調停技法に関する研修会」での模擬調停実践であった。
- 4) 「民法Ⅲ [債権各論]」は、足立が担当している。「民法Ⅲ」では、各契約の契約書を素材に、債権各論の知識を伝授している。また、後期の「民法Ⅳ[債権総論]」での本講演会を見越して、賃貸借契約と交渉の知識を事前に伝えることができるからである。
- 5) 8月下旬の時点では、北海道の感染状況も高くはなく、学生と課外活動をするに当たっては、

- 事前に大学に届出をすれば、認められた。訪問 に当たっては、フェイスシールドを持参し、換 気の良い部屋で打ち合わせを行った。
- 6) 家賃,敷金,期間など,賃貸借契約の現実と かけはなれた点は,度外視する。
- 7) 使用した動画について鑑賞したいという希望があれば、足立(adachi@hokusei.ac.jp)までご連絡いただければ、動画の URL を提供する。もちろん,2020年度2年ゼミ生の承諾は取ってある。
- 8)シナリオの作成にあっては、その形式を、 北海道行政書士会 ADR センター作成の模擬 ADR 事案の資料を参考にさせていただいている。
- 9) X(賃貸人)は山岸留惟君,Y(賃借人)は 中川正貴君,調停人は弓山陽菜さんが務めた。
- 10) 入江秀晃「調停技法紙上講義第2回 調停人 の立ち位置」JCA60巻5号2頁以下。

なお,「マアマア調停」という言葉自体は妥協要請型調停を指す名称ではなく,調停人の対応そのものを指して表す名称である。

- 11) レビン小林久子『調停者ハンドブック』(信山社,1998年) 1 頁以下。
- 12) 入江秀晃「調停技法紙上講義第14回 同席と

別席 | JCA61巻 5号24頁以下。

- 13) レビン小林『調停者ハンドブック』8頁以下。
- 14) 入江秀晃『現代調停論 日米 ADR の理念と 現実』(東京大学出版会, 2013年) 76・77頁。
- 15) 行政書士会北海道 ADR センター規則第 4 条。
- 16) レビン小林久子『解説 同席調停』(日本加 除出版,2011年)35-43頁,レビン小林『調停 者ハンドブック』47-56頁。
- <sup>17)</sup> (出日本商事仲裁協会他『調停人養成教材・基 礎編』(2006年度版)(経済産業省)4頁以下。
- <sup>18)</sup> レビン小林『調停者ハンドブック』68-76頁。
- 19) 建物賃貸借契約または借家契約をインターネットで検索すれば、賃貸借契約の契約書が多くヒットする。阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式―企業実務家視点の雛形とその解説 第2版』(有斐閣,2019年)105頁以下も参照。
- 20) 以上は,中田裕康『契約法〔新版〕』(有斐閣, 2021年)397-399頁,406頁以下を参照。
- 21) 中田『契約法〔新版〕』406頁以下を参照。
- <sup>2)</sup> 中田『契約法〔新版〕』406頁。
- 23) もっとも、ゼミ生事案では、【Yの主張と事案】 に見られるように、本判決の判旨の理解が怪しい箇所がある。足立の指導不足である。
- <sup>24)</sup> 国土交通省ウエブサイト「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」 (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_tk 3\_000020.html) (2021年11月4日閲覧)を参照。
- 25) 「Project-Based Learinig (PBL, 問題解決方学習)」については、差し当たり、小野和宏・松下佳代「教室と現場をつなぐPBL―学習としての評価を中心に―」(松下佳代編著『ディープ・アクティブ・ラーイング 大学授業を深化させるために』(勁草書房,2015年)215頁以下を参照。また、本企画は、リーダーシップ教育の経験学習型の経験構築型に当たる。館野泰一「リーダーシップ教育の理論と設計」(中原淳監修、館野泰一・高橋俊之編著『リーダーシップ教育のフロンティア【研究編】』(北大路書房,2018年)64頁以下を参照。
- 26) 本取組みは、「主体的な学び」を実現するための、学生参画型学習のアプローチに分類される(松下佳代「『主体的な学び』の原点 学習論の視座から-」大学教育学会誌31巻1号14頁以下を参照。本企画は、「学生参画型学習」のアプローチを採用して、学生の「主体的な学び」

- を促すことができている,と評価している。もっとも,それを実効的に実現していくためには, 教員側の適切な後押しが必要である(しかし, その後押しの仕方が難しい))。
- <sup>27)</sup> 本学では,2年生以上の学生に,TKC ロー・ ライブラリーの個人 ID が付与される。
- リーダーシップ教育については、差し当た り、館野「リーダーシップ教育の理論と設計| (中原監修、館野・髙橋編著『リーダーシップ 教育のフロンティア【研究編】」)53頁以下、特 に,57頁-63頁,館野「総括と今後の課題」(中 原監修、館野・髙橋編著『リーダーシップ教育 のフロンティア【研究編】』) 185頁以下, 特に 190-196頁, 館野「これからのリーダーシップ とその教育手法|(中原淳監修、高橋俊之・館 野泰一編著『リーダーシップ教育のフロンティ ア【実践編】』(北大路書房,2018年)36頁以下, 館野・髙橋「経験学習型リーダーシップ教育の 基本形」(中原監修,高橋・館野編著『リーダ ーシップ教育のフロンティア【実践編】』55頁 以下、また、リーダーシップの教育手法や問題 点については、中原監修、高橋・館野編著『リ ーダーシップ教育のフロンティア【実践編】』 76頁以下を参照。
- 29) 館野「大学におけるリーダーシップ教育の事例」(中原監修,館野・高橋編著『リーダーシップ教育のフロンティア【研究編】』)100頁以下を参照。
- 30) 自主交渉援助型調停については,さしあたり, 入江秀晃「自主交渉援助型調停と評価型調停」 JCA53巻12号30頁以下,稲葉一人「ADRにおける『自主交渉援助型調停』の意義」日本行政 424号16頁以下,同「調停モデルと調停の進め 方-自主交渉援助型調停と同席調停」自正67巻 3号45頁以下を参照。
- 31) 交渉教育については,野村美明「交渉と法教育」帝塚山26号1頁以下を参照。
- 32) (自主交渉援助型調停の)交渉スキルおよび その習得とメリットについては、和田仁孝「紛 争解決の技法とはなにかーナラティブに埋め 込まれた知」(山本顯治編『紛争と対話』(法 律文化社,2007年))99頁以下,山口真人「自 主交渉援助型調停と人間関係のトレーニング」 JCA54巻3号8頁以下,飯田邦男「アクティブ・ リスニングとはどういうものかー自主交渉援助 型調停の背景にあるものー」仲裁とADR6号 137頁以下,入江秀晃「調停人の態度のトレー

ニング」自正67巻 3 号53頁以下,山口絢「自主 交渉援助型調停に対する弁護士の意識-理念及 びスキルを中心に-」東京大学大学院情報学紀 要 情報学研究82号103頁以下を参照。